

所管部課	地域福祉部 福祉推進課		部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市民生・児童委員協力員事業実施要綱の一部を改正する訓令に				
	ついて	区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>個人情報保護制度の改正により、東大和市個人情報保護条例が廃止となることに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正内容 第9条第2項中、「東大和市個人情報保護条例（平成17年条例第33号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 関連法令との整合性が図られる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。